

東御市小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付事業実施要綱

別表第1 (第2条・第7条関係)

用具	給付対象者	給付限度額 (円)
便器	常時介護を要する者	4,450
特殊マット	寝たきりの状態にある者	19,600
特殊便器	上肢機能に障がいのある者	151,200
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	154,000
歩行支援用具(手すり、スロープ、歩行器等)	下肢が不自由なもの	60,000
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	90,000
特殊尿器	自力で排尿できない者	67,000
体位変換器	寝たきりの状態にある者	15,000
車いす(電動以外の場合)	下肢が不自由な者	70,400
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	12,160
電気式たん吸引器	呼吸機能に障がいのある者	56,400
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	20,000
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠け、がんや神経障がいを起こすことがある者	37,800
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障がいのある者	36,000
パルスオキシメーター	人口呼吸器の装着が必要な者	157,500

別表第2(第6条関係)費用負担基準表

階層区分	世帯の階層(細)区分		利用者負担額(円)	負担加算額(円)	
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100	110	
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	C1階層	2,250	230
		所得割の額のある世帯	C2階層	2,900	290
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 2,400 円以下	D1階層	3,450	350
		2,401～4,800 円	D2階層	3,800	380
		4,801～8,400 円	D3階層	4,250	430
		8,401～12,000 円	D4階層	4,700	470
		12,001～16,200 円	D5階層	5,500	550
		16,201～21,000 円	D6階層	6,250	630
		21,001～46,200 円	D7階層	8,100	810
		46,201～60,000 円	D8階層	9,350	940
		60,001～78,000 円	D9階層	11,550	1,160
		78,001～100,500 円	D10階層	13,750	1,380
		100,501～190,000 円	D11階層	17,850	1,790
		190,001～299,500 円	D12階層	22,000	2,200
		299,501～831,900 円	D13階層	26,150	2,620
		831,901～1,467,000 円	D14階層	40,350	4,040
		1,467,001～1,632,000 円	D15階層	42,500	4,250
		1,632,001～2,302,900 円	D16階層	51,450	5,150
		2,302,901～3,117,000 円	D17階層	61,250	6,130
3,117,001～4,173,000 円	D18階層	71,900	7,190		
4,173,000 円以上	D19階層	全額	左の利用者負担額の		

					10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円
--	--	--	--	--	----------------------------------

備考

1 徴収月額の決定の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額のうち最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者すべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指す。父の仕事の都合等で当該児童と別居をしている場合などであっても、生計を一にしていれば、児童と同一世帯に属するものとする。

イ 「扶養義務者」とは、民法第877条に定められている直系血族(父母、祖父母、養父母等)及び兄弟姉妹(ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。)並びにそれ以外の三親等以内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものとする。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者のほかは、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額(ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び

第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条の規定は適用しない。)、地方税法(昭和25年法律第226号)により賦課される市町村民税(ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しない。)、生活保護法による保護並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付(以下「支援給付」という。)をいう。

### (3) 認定の基準

生活保護については現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除をいう。)の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

### (4) 費用負担基準の適用時期

毎年度の費用負担基準の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 費用負担基準表中、利用者負担額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

### 4 費用負担基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。